全日OKINAWA ゆい

All Japan
Real Estate Federation

Vol.8

INDEX

市長に聞く
不動産事業所職員のための法律講座
不動産事業所職員のための会計と税務講座
委員会活動報告
新入会員の紹介
ちゅらさんシリーズ

市長に聞く

人と歴史が奏でる
自然豊かな
やすらぎと健康のまち

島袋 俊夫 ×

うるま市市長

迫 幸治

社団法人 全日本不動産協会 沖縄県本部 本部長
公益社団法人 不動産保証協会沖縄県本部 本部長

写真：キッズトライアスロン大会

うるま市市長
島袋 俊夫
しまぶくろ　と し お

特別対談
人と歴史が奏でる自然豊かな やすらぎと健康のまち

迫本部長　本日はお忙しい中、お時間をいただきましてありがとうございます。うるま市のまちづくりについて、市長が挙げていらっしゃる政策とその取り組みをお話しいただきたいと思います。

島袋市長　うるま市は平成17年4月1日に具志川市、石川市、勝連町、与那城町の4つの市町村の合併によって誕生しました。地域ごとにさまざまな課題があるわけですが、ひとつひとつの課題に対して、これまでの歴史と経緯をきちんと理解したうえで、新しい市としてどのようにしていく事が良いのかを考え、取り組んできました。

「うるま市はひとつ・市民協働のまちづくり」をスローガンにかかげて、市民の現場の声をできるかぎり取り入れて市政を進めています。

迫本部長市長が特に力を入れている取り組みをお話しください。

島袋市長　一つ目は「経済の活性化と失業率の改善」です。

うるま市は一人当たりの所得が41市町村中38位と低く、また失業率は18.2%と高い。それにもかかわらず、「成長力・住みよさランキング」共に、うるま市は上位になります。

右から 迫幸治本部長、島袋俊夫市長、土田英明 理事

若者はいったんは外へ出ますが、結婚をしたりして、また地元に戻ってくるケースが非常に多い。数字の上では所得が低く、失業率が高い（仕事が少ない）、ということなので、すなわち生活がしにくいと思われるのに、です。

迫本部長　それはなぜですか？

島袋市長　田舎の良さと都会の良さが両方あるのではないでしょうか？

うるま市には地域の自治会が63もあります。他の市町村と比べてもたいへん多い。地域に根差した活動も盛んです。地域で人を育て、助け合っていく“ゆいまーるの精神”が人々の生活を気持ちの部分で支えています。この地域力とその魅力が、若者達に愛着を持たせて、地元に呼び戻しているのだと私は思います。

人々が豊かに生活していくためには、是非、地元で働ける場所を作っていかなければなりません。うるま市が沖縄県とともに積極的に進めている企業誘致活動によって、中城湾港新港地区への誘致企業数が４年間で37社にのぼり、これから20社ほど進出してくる予定です。企業が増えるのですから、さまざまな雇用が生まれてきます。うるま市は企業にとってもアジアの拠点としての機能と可能性に優れていると言われています。埠頭の整備を進め、物流の利便性を備える事で、飛躍的に発展していくと確信しています。

また同時に、働く人の育成についても経済産業省の人材育成事業をうけて、継続的に取り組んできました。ITのスキルや職業の技術などを身に着けて、スムーズに仕事に就くことができて、活躍することができるようにサポートしています。平成24年度の新規就業者数は1,000人を超える見込みです。うるま市独自でも予算を組んで、市民のために、さらに支援をしていきます。

平成２５年3月1日（金）うるま市役所において島袋俊夫市長と迫幸治本部長との対談が行われました。市長が掲げておられる、うるま市のまちづくりについてのお話をうかがってまいりました。

迫 幸治
さこ　ゆき　はる

社団法人 全日本不動産協会
沖縄県本部 本部長
公益社団法人 不動産保証協会
沖縄県本部 本部長

迫本部長　働く場所が増えて、働くスキルを持った人が増える。まちは確実に発展していきますね。

島袋市長　はい。人材が豊富なことがうるま市の強みだと思っています。

二つ目は「教育・子育て支援の拡大」です。

うるま市は、合併した平成17年の人口は11万3000人でしたが、その後、12万人まで増えてきました。平成28年には12万5000人を目標に掲げています。全体では増えているのですが、市街地に人口が増える一方で、島しょ地域などでは減少する傾向があります。人口の伸びとそれに合わせたまちづくりを推進していくのですが、そのなかで学校施設の整備はとても重要な課題です。平成23年4月に、平安座島に「彩橋小中学校」を開校しました。島しょ地域のこども達が集まって学べる学校です。それまでは島ごとに学校があって、全部で7つの小中学校がありました。それぞれの学校ではこども達の人数が少ないために複式学級（複数学年で一クラスにする学級編成）で学ばざるをえない状況がありました。

葛藤はありましたが、こども達の教育を第一に考えて、これらの学校を「彩橋小中学校」に統合いたしました。今では、こども達は、サッカ-、野球、バレーボールなどのチームスポーツができる喜びで輝いています。また学力の向上を図るために、小学校・中学校が連携した教育カリキュラムを取り入れて、英語教育の充実などといった、特色をもった学校となりました。特認校として、通学区域の外の本島からも入学希望者を受け入れることができるようにしました。次年度は14名が本島からの入学予定になっています。

迫本部長　学校が中心になったまちづくりですね。

島袋市長　「彩橋小中学校」はこども達と、その親御さんを主体として、地域の象徴になっていくと思います。そのほかの地域でも、老朽化した学校施設の整備を急いでいます。

「魅力ある賑やかな市街地の形成」も着実に進んでいます。一例として「特定用途制限地域」の指定を行いました。これまでは混在していた住宅地と畜舎の対象地を明確に分離することで、住環境を良くして、地域の住宅地が整備され、広がっていくための制度です。

安慶名地区の土地区画整理事業の推進、中城湾新港地区に隣接した県道33号線の沿線、下原地区への商業施設等の立地も進んでいます。

ひとつひとつの課題解決の積み重ねが、本当に豊かな生活のできる「うるま市」につながっていくと思います。

迫本部長　本日はありがとうございました。

「うるま市にはあらゆるオキナワがある」・・離島・エイサー・グスク・闘牛・農水産業・基地など、オキナワにあるもののすべてがある・・とおっしゃる島袋市長は、沖縄の縮図であるこれらの資源を生かしながら進めていく、うるま市の「まちづくり」への想いを、夢をもってお話しくださいました。うるま市の発展と島袋市長のますますのご活躍をお祈りいたします。

第6回目 借地借家法について（その3）

レクチャー Lecture
不動産事業所職員のための法律講座

ふじ法律事務所
㈳全日本不動産協会沖縄県本部
顧問弁護士　藤田　雄士（ふじた　ゆうじ）

事務所　所在地：沖縄市知花 1-26-3 銘苅ビル３階
TEL：098-938-7370
営業時間：９～18 時（※お問い合わせは 24 時間受付）
URL：http://www.fuji-law.com/

第1　はじめに

前回は借地借家法の第１条及び２条について説明しましたので、今回は３条以下の規定について説明します。
借地に関する相談で契約書がないので契約書を作成しないと契約の終了や賃料値上げなどを請求できないのではないかという相談をよく受けます。借地も契約なので契約書があった方が好ましいことは言うまでもありません。しかしながら、仮に契約書がなくても借地に関する事項は民法と借地借家法において詳細に規定されていますので、契約書がなくても実際にはそれほど支障はありません。

私は上記の様な相談に対しては、借地に関する契約書を作成する主たる利点としては、①契約期間を明確にすること、②増改築禁止特約を設けることの２点にあると説明しています。

では、以下具体的にみていきたいと思います。

第2　借地の存続期間

1　借地借家法と借地法

借地借家法は、借地法、借家法そして建物保護に関する法律の３つの法律を合体させる形で制定された法律です。借地借家法が制定されるにあたって、大抵の規定は借地借家法が引き継いだのですが、借地借家法施行前（平成４年８月１日より前）の借地契約については、依然として借地法の適用があります。

2　借地借家法と借地法における契約期間

(1)　借地借家法の規定

借地借家法第３条は、「借地権の存続期間は３０年とする。ただし、契約でこれより長い期間を定めた場合にはその期間とする」と規定しています。

(2)　借地法の規定

一方、借地法における契約期間の定めは少し複雑です。具体的には建物の構造により契約期間を分けており、①堅固建物（石造、土造、煉瓦またはこれに類するもの）については６０年、②非堅固建物については３０年とし（借地法２条１項）、契約により堅固建物については契約をもって３０年以上、非堅固建物については契約を以て２０年以上契約期間を定めた場合にはその期間が契約期間となる旨規定しております（借地法２条２項）。
では、堅固建物か非堅固建物か明確でない場合はどうかといえば、借地法第３条において、契約により建物の種類が明確でない場合には非堅固建物と推定する旨規定しております。

3　借地借家法と借地法における契約期間満了後の更新期間について

(1)　借地借家法の規定

契約期間満了後の更新期間については、①借地権設定後最初の更新の場合は２０年、②それ以降の更新について１０年、そして③契約でこれより長い更新期間を定めた場合には当該期間としています（借地借家法４条）。

(2)　借地法の規定

一方、借地法の場合には、①堅固建物については３０年、②非堅固建物については２０年、そして③契約でこれより長い期間を定めた場合には当該期間としています（借地法５条１項乃至２項）

4　借地期間のまとめ

(1)　一般的な理解

借地借家法の契約期間は、原則３０年で、最初の更新が２０年、２回目以降が１０年となり、契約でこれより長い期間を定めた場合には当該期間となりますので比較的理解は容易だと思います。

他方、借地法における契約期間は、堅固建物と非堅固建物に分かれており複雑ですが、一般的な理解としては、建物の種類について合意がない場合には非堅固建物との推定が及びますので（借地法３条）、最初の契約期間は３０年、更新期間は常に２０年と理解しておくのが無難だと思います。

(2)　借地期間についての注意点

契約期間の定めがなぜ有効かといえば、当然のことですが期間の途中では借地契約を解除することはできないからです。後述のとおり、契約期間が満了したとしても契約を終了させるためには正当事由が必要とされており、契約を終了させるためのハードルは決して低くありませんが。しかしながら、そうはいっても、借地契約の場合には、地主の側から契約を終了させる機会が何十年に１度の割合でしか来ないわけなので契約期間の定めは非常に重要となるわけです。

冒頭において、借地に関する契約書を作成する利点として借地期間を明確にする点あると述べましたが、これは契約書を作成することによりどの時点が契約期間の出発点かが明確になるという趣旨です。出発点が明確になるということは契約の満了時期が明確になることを意味します。契約期間が満了しないと終了を主張できないのでこの点は非常に重要です。既に何十年も経過して、契約当初の当事者も亡くなっていて、何時から契約の始期が分からないという相談もよく受けます。この場合には建物の登記簿に建築年月日の記載がありますのでこうした記載を参考に当事者間において契約の始期を明確にしておくべきでしょう。

なお、契約期間を５年とか１０年とか法の規定より短い期間を定めた契約書をよく見受けますが、借地借家法及び借地法とも法が定めた借地の契約期間より短い期間の定めについては無効としています（借地借家法９条、借地法１１条）。この場合には、契約期間の定めがないものとみなされますので、契約期間は原則３０年として取り扱われます。

5　契約期間の更新

一般的な賃貸借については、契約期間満了により賃貸借契約を終了させることができます。契約期間が満了したということ以外の理由は不要です。

しかしながら、建物所有目的の借地契約の場合にはこの点若干異なります。

具体的には、借地期間が満了する場合において、借地人から契約の更新の請求があった場合には、建物がある限り従前の契約と同一条件で契約が更新したものと見なされる旨規定されております（借地借家法５条１項本文、借地法４条１項本文）。つまり、借地人から更新の請求がある場合には、原則として契約延長が認められるということになります。

賃貸人が更新請求を拒否するためには、更新請求に対して、遅滞なく異議を述べる必要があります（借地借家法５条１項但書、借地法４条１項但書）では、契約期間満了後、賃借人から更新の請求がなかった場合はどうなるのでしょうか。この場合、賃貸人からも特に延長拒否の意思表示がない場合には契約は更新されたものと見なされます（借地借家法５条２項、借地法６条１項）。これは民法でも黙示の更新として規定されておりますので（民法６１９条）、この点を借地借家法においても明確にしたものと言えます。

したがって、契約期間満了時に契約延長を拒否する場合には、賃貸人つまり地主の方から延長しない旨の意思表示が必要ということになるわけです。

結局、賃貸人が借地契約を終了さえるためには２０年、３０年に一度の機会を捉えて契約終了の意思表示をする必要があるということになりますのでこの点細心の注意が必要です。

では、契約更新拒絶の意思表示をすれば必ず契約を終了させることができるのかと言ったいわゆる正当事由の問題については次回以降に譲りたいと思います。

以上

平成25年中に住宅取得される場合

レクチャー Lecture
不動産事業所
職員のための
会計と税務講座

鈴木和子税理士事務所
所長　鈴木　和子
（すずき　かずこ）

事務所　所在地：那覇市壺川 1-1-15 アルファビル 202
TEL：098-835-9270
URL：http://www.me-too.jp

平成25年中に住宅取得を考えられる方が、その資金調達の方法について課税上のご質問を受けることが多くあります。受けられるメリットや注意点をご紹介します。

【事例】

土地1500万円、建物（省エネ住宅）2500万円、父親Xから1500万円の贈与、自己資金（銀行借入2500万円）で土地建物は子Aの名義とすることとなりました。

（1）贈与税について

住宅取得資金として親から贈与を受ける場合には、2つの非課税規定があります。

要件等	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	両親、祖父母等直系尊属	両親のみ
受贈者	贈与を受けた年の1月1日で20歳以上	
非課税金額	省エネ等住宅　1200万円　その他住宅　700万円	
特別控除	―	2500万円
基礎控除	110万円	―
税　率	超過累進税率	20%
本ケースの贈与税	19万円	0円
注意事項	期限内（贈与の年の翌年3月15日）申告をして受けられる制度です。	
メリット1	非課税金額は将来の相続税の対象とならない	
メリット2	相続開始前3年以前の贈与は相続税の対象とならない	―
デメリット1	相続開始前3年以内の贈与のみ相続税の対象となる	非課税以外は将来の相続税の対象となるため相続税の節税対策の効果は薄い

将来の相続税の負担減を優先させるのか、今の負担減を優先させるのか、慎重に検討する必要があります。

（2）消費税について

【請負工事契約により建物を建築する場合】

指定日（平成25年10月1日）前に締結した請負工事契約は、施行日（平成26年4月1日）以後に引き渡しが行われた場合でも、旧税率の５％が適用されますので、契約日をいつにするか気をつけましょう。

いずれも、契約を締結する時期に将来不利にならないような契約文書にしておく必要があります。税率にばかりとらわれて、本体の適正価格をゆがめることがないように価格の設定には十分注意を払いましょう。

（3）住宅ローンについて

借入をして一定の住宅を建築・購入をされた方には、一般の住宅については10年間にわたり、借入金の年末残高３千万円を限度として毎年1%相当の税額の控除があります。一般住宅以外にも、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・増改築等・省エネ改修促進税制・バリアフリー回収促進税制・耐震改修促進税制など住宅関連の優遇税制は多くあります。

※政令等の詳細な情報を参照し、手続きが不備であると適用できませんので個別の事案については、税務署の「税務相談室」や税理士にご相談下さい。

委員会活動報告

教育研修委員会

宅地建物取引業法をはじめとする法規や、税務についての解説。また取引上のトラブルに対する防止策および解決方法など、宅地建物取引業を営む上で欠かす事のできない知識を学ぶ「法定研修」を実施しています。

◆平成24年度　第3回法定研修会 平成24年11月28日

「消費税増税と不動産取引について」

講師：鈴木和子税理士事務所 税理士 鈴木和子

・過去の増税時の問題点を挙げ、不動産購入時・あっせん・賃貸の場合の注意点と資金繰りについて講演して頂きました。増税というテーマで関心が高いだけに、受講者からはたくさんのご質問を頂きました。

「持続可能な国土づくりに向けて
不動産業が目指すべき方向について」

講師：国土交通省 土地・建設産業局 不動産業課
不動産業政策調整官 小林正典

・住宅市場の動向や政府全体の動きの説明とこれからの不動産流通市場のビジネスチャンスについて、解りやすい講演をして頂きました。

◆平成24年度　第4回法定研修会 平成25年1月29日

第一部「宅建業法における
業務上の禁止行為と実務上の留意点」

講師：財団法人 不動産適正取引推進機構
上席主任研究員 村川隆生

第二部「苦情相談とその対処」
「重要事項説明におけるポイント」

（社）全日本不動産協会 取引相談委員会
委員長 相澤英二

・宅建業の禁止行為等については、非常に関心が高く、会員の皆様からは「実務に伴う説明で、解りやすかった！」など、感銘の声が溢れておりました!(^^)!

流通推進委員会

平成24年度　第2回流通研修会 平成24年11月15日

昨年10/18（木）に稼働した、「新・Z-Reins」のご紹介と「Z-Portal」の活用方法などをご紹介し、パソコンを使用しての実務研修を行いました。実務研修は今回で3回目となり、会員の皆様のパソコン操作もスムーズに行え、充実した研修内容でした。

組織委員会

平成24年度『忘年会』

12/14（金）沖縄ハーバービューホテル

クラウンプラザにて、『忘年会』を開催しました！

会員間の親睦、今後の飛躍へ向けての仕事や様々な話題で交流が行われました。また、余興として会員の皆様によるバンド演奏を披露して頂き、クリスマスソングやフォークソングなど懐かしい音楽に耳を傾けながら、食事や歓談を楽しみました。豪華景品 iPadmini などが当たる「お楽しみ抽選会」では、ｶﾞｯﾂﾎﾟｰｽﾞをされる方など、大いに盛り上がりました。

景品提供をして頂いた会員の皆様、有難うございました。お忙しい中ご参加いただき有難うございました！!(^^)!

理事会及び各委員会等の動き（平成24年11月～平成25年2月）

11月
- 1日 不動産全国大会
- 6日 上半期監査（全日・保証・日政連）
  宜野湾市長訪問
- 12日 電話取引相談
- 13日 第8回組織委員会
- 15日 名護無料相談
  第2回流通推進研修会（南村流通委員長）
- 17日 青森県本部周年記念
- 19日 弁済研修会
- 20日 苦情処理研修会
- 22日 静岡県本部50周年記念
  萩原氏　章受賞祝賀会
- 28日 第3回法定研修会

12月
- 4日 第9回組織委員会
- 7日 総本部　理事会
- 14日 第6回理事会
  忘年会
- 19日 電話取引相談

1月
- 16日 埼玉県本部　落成祝賀会
- 17日 賀詞名刺交歓会
  総本部理事会
  九州沖縄地区協議会
- 18日 総本部組織委員会
- 21日 兵庫県本部周年記念式典
  第7回理事会
  名護無料相談
- 22日 電話取引相談
  総務会
- 24日 第5回理事会
  取引相談
- 29日 第4回法定研修会
- 30日 ゆい取材 会員訪問

2月
- 6日 県公取協議会
  ゆい取材 会員訪問
  電話取引相談
  沖縄県住宅支援協議会
- 7日 第1回役員資格審査委員会
- 9日 神奈川県本部周年記念式典
- 12日 電話取引相談
- 13日 対策委員会
- 14日 一般保証業務研修会
- 20日 名護無料相談
- 25日 電話取引相談
- 26日 電話取引相談

新入会員の紹介 New Member

株式会社
マルユウハウジー
代表者：當眞　嗣史
趣味：スポーツ全般
モットー：夢を持ってチャレンジする
取引主任者：金城源次郎
住所：浦添市城間3-3-13-101
TEL：098-876-1124
FAX：098-870-5252

真奈企画株式会社
代表者：伊佐　尚子
趣　味：ペットのマシューと散歩、色々なものを作る事
モットー：お客様がワクワクすることをご提案できるように努力する
取引主任者：伊佐　真浩
住所：沖縄市宮里3-17-18 1階
TEL：098-934-1877
FAX：098-934-1833

吉里不動産
代表者：平田　賀也
取引主任者：平田　賀也
住所：那覇市長田2−33−43
TEL：098-987-4019
FAX：098-987-4091

株式会社
太陽・エンタープライズ
代表者：浅田　力
取引主任者：湧川　康子
住所：豊見城市字翁長853-5
TEL：098-850-5545
FAX：098-856-3485

的確に情報をキャッチする耳、未来を見る眼、躍進するジャンプ力ある足をもった「うさぎ」が協会のシンボルマークです。
オレンジ色は明るい未来を、緑色は豊かな大地と自然を表現しています。

ホームページリニューアル

(社) 全日本不動産協会 沖縄県本部

より見やすく・より使いやすい 便利なホームページへ生まれ変わりました！

入会手続きの流れや、協会メリットなどを、わかりやすく掲載！

一般のお客様には、各資格制度のご案内など、最新情報をお伝えします。会員の皆様には、会員限定情報として業務に役立つ情報を発信します！

開業予定者の方へ、免許の取得について、情報満載！申請書類もダウンロードできます！

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください
☎098-867-6644
お問い合わせ

★イベント報告や、委員会活動もフォト付で、報告していきますよ～

ちゅらさんしりーず

1月30日（水）午前11時に本島北部の本部町にある「もとぶ不動産」浦崎ハスミ社長を訪ねました。県道219号線沿いで近くにサンエーやかねひでスーパーなどがあり生活観漂う町並みの中に店舗があります。この周辺には、本部漁港や本部町営市場もあり昔ながらの店構えの店舗もあり懐かしい気持ちにさせてくれる街です。

浦崎社長は不動産業に携わって5年、開業して3年、会社名は、本部町をアピールしたいとの思いから「もとぶ不動産」にしました。

現在社員は男性1名、女性3名、パワフルな浦崎ハスミ社長、チャーミングな仲間里枝さん、沖縄美人の新居愛さん、皆さんちゅらさんシリーズにぴったりな事務所でした。

基本的に動く事が大好きな浦崎社長は、ゴルフとプールに月1～2回は行っているそうです。瀬底島にゴルフ場があったときは、海風のある難コースをラウンドするのが楽しみだったそうです。

ストレッチ運動も毎日欠かさずにやっていて、さらに季節の野菜でバランス良い食事とフルーツも合わせて食べています。特にリンゴ、ミカン、苺、等。

本部を知り尽くした浦崎社長が一押しのお店は辺名地にある［CafeVert］『カフェ・ヴェール』。野菜たっぷりのヘルシーランチが好評です。

山里にある『花人逢』のピザもおすすめだそうです。

また、観光スポットとして海洋博公園や本部町営市場、八重岳桜まつりなどがあり、特におススメが本部富士の山登りで、ハイキング気分で楽しめる場所だそうです。

開業してから3年、お客様のニーズに応じた物件探しのお手伝いや、女性の視点でお客様のニーズに応じた惜しみない情報提供を行っています。

祖母から教わった目上の方への挨拶や初対面の方との会話を大切にして、社員と仲良く和気あいあいとした家族的な会社づくりを目指しているもとぶ不動産の浦崎ハスミ社長でした。

ちゅらさんしりーず

2月6日（水）那覇市首里桃原町にある㈱イッセイナナ産業の野原奈々子社長をお訪ねしました。㈱イッセイナナ産業のスタートは個人で、南風原町で開業し、平成19年2月、法人化し株式会社イッセイナナ産業に変更、現在地へ移転、代表者も母から娘へ変更して6年になります。現在社員は女性3名と男性2名で業務を行っており元気印の野原奈々子社長や、明るい話好きな社員の方は、ちゅらさんパワーの店舗でした。

奈々子社長の健康法は、走ることだそうです。週に2回～3回は走っていて、昨年の那覇マラソンや今年の南城市知念の新春マラソンも参加したそうです。体を動かすことが好きな若くて活動的な女性社長です。

そんな奈々子社長のおすすめスポットは、浦添市港川（外人住宅街・港川ステイツサイドタウン）にあるフルーツタルト専門店の［オハコルテ］『OHacorte』の真っ赤なベリーのクリームブリュレやフレッシュベリータルトなどスペシャルなタルトが好評です。　外人住宅を改装したオシャレな建物が立ち並んでいる場所にあり、営業時間は午前11時半から午後7時までです。

また、事務所近くにもイタリアンレストラン「ラ・フォンテ」や観光名所の首里城があり城下を散策するといろんなスポットを発見できるそうです。

今後の㈱イッセイナナ産業について、賃貸業と売買斡旋業を中心にお客様のためになるサービスを徹底していきたいとのことでした。

賃貸業については、建物の小修理や駐車場の草刈りなどできるだけ家主様の負担を軽くし借主が喜んで入居されること、さらに、売買斡旋においても売主、買主が共に納得し気持ちよく契約が締結されるよう、不動産に関わる法的な相続、税金等のアドバイスも行っており、お客様が気軽に入店できるよう店内の雰囲気作りも大事にした親しみやすい不動産会社を目指している野原奈々子社長の店舗でした。

開業するなら今がチャンス！

開業資金助成キャンペーン

あなたの開業計画を（社）全日本不動産協会沖縄県本部がサポートします

全国47都道府県をカバーしている（社）全日本不動産協会だから将来の事業展開も安心です！

キャンペーン期間中なら入会費用の負担を軽くして独立開業！　20万円の負担軽減

入会のご案内

【開業までの流れ】

入会書類は直接お渡しの他、郵送・宅配等（送料不要）でもお送りできます。

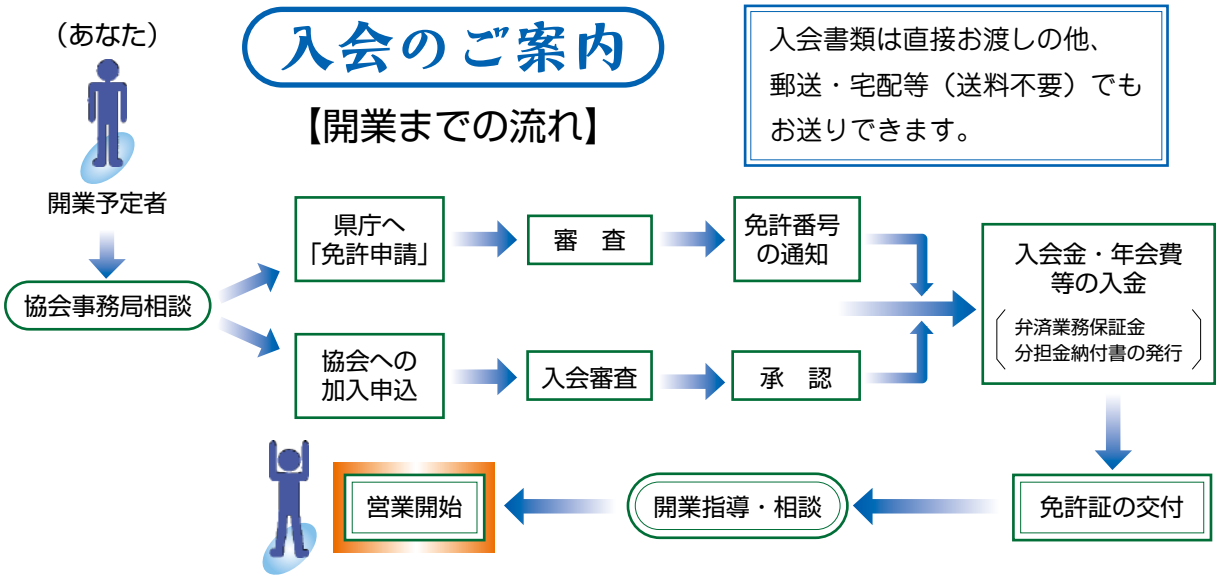

詳細はweb、または（社）全日本不動産協会沖縄県本部までご連絡下さい。

全国へ家賃保証をお届けします。

Zenhoren

賃貸ライフの頼れるパートナー

全保連株式会社

沖縄本社／〒900-0003 沖縄県那覇市安謝2-2-5　TEL.098-866-4901
東京本社／〒160-0022 東京都新宿区新宿4-3-17 ダヴィンチ新宿4階　TEL.03-5368-1188

加盟団体：公益財団法人日本賃貸住宅管理協会　一般社団法人全国賃貸保証業協会　NPO法人NORS

http://www.zenhoren.jp

全日 OKINAWA ゆい Vol.8

発行所（社）全日本不動産協会沖縄県本部　発行人 迫幸治　〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地 3-1-1 日本生命那覇ビル 9 階
電話 098（867）6644 FAX 098（867）6671 URL http://okinawa.zennichi.or.jp/ 編集 土田英明 印刷（有）福琉印刷